

令和元年度秋田県犯罪被害者等支援推進会議 議事概要

日 時：令和元年12月10日（火） 午後1時30分～午後3時00分

場 所：秋田地方総合庁舎6階 605会議室

1 出席者

○秋田県犯罪被害者等支援推進会議委員（敬称略） 7名

内 藤 徹	弁護士
寺 田 幸 弘	医師
齋 藤 和 樹	臨床心理士
塩 谷 尚 光	株式会社秋田銀行人事部次長
齋 藤 長 助	公益社団法人秋田被害者支援センター専務理事
石 井 嘉代子	交通死亡事故被害者遺族
恵 美 元 子	秋田市市民相談センター所長

○秋田県

佐藤生活環境部参事、高橋県民生活課長、県民生活課、
地域・家庭福祉課、医務薬事課、障害福祉課、雇用労働政策課、建築住宅課、
教育庁総務課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課、
警察本部広報広聴課、警務課犯罪被害者支援室、少年女性安全課、刑事企画課、
捜査第一課、組織犯罪対策課、交通企画課、交通指導課、運転免許センター

2 秋田県生活環境部参事あいさつ

当県では、平成28年度に第3次支援基本計画を策定し、「犯罪被害者等が必要な時に必要な場所で適切な支援を途切れなく受けられる社会」と「県民理解による尊重と配慮がなされる安全安心な社会」を目指し、関係機関・団体と連携しながら、犯罪被害者の受けた精神的・身体的被害の回復を始め、支援体制の拡充、県民理解の増進など各種施策を進めております。

昨年度の会議で委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、各種施策を推進中ですが、1つは、「犯罪被害者を考える日」の周知活動です。6月30日の「犯罪被害を
考える日」に合わせ、6月28日に秋田駅東西連絡自由通路ぼぼろ一どで街頭キャン
ペーンを実施しました。これまでの警察本部犯罪被害者支援室、(公社)秋田被害者
支援センター、警察本部所管の犯罪被害者支援大学生ボランティアに加え、教育庁や
秋田中央警察署から新たに5名の参加があり、参加者の多様化を図りました。2つ目
は、「あきた性暴力被害者サポートセンター」の周知活動です。平成29年10月に
開設した「あきた性暴力被害者サポートセンター」の相談受理件数は、昨年度は61

件でしたが、今年度は11月末で58件となりました。相談のきっかけはホームページが多いことから、各警察署や各市町村などの関係機関に、サポートセンターの記事掲載やホームページのリンク設定を働きかけました。また、昨年度末から、コンビニエンスストアチェーンのローソンとセブンイレブンの協力を得て、2万3千枚の名刺型周知用カードを据え置くなど啓発活動を強化したところ、9～10月連続で二桁台の相談を受理するなどの成果があり、被害に遭い苦しんでいる方に、少しは浸透したものと考えております。

しかしながら、課題はまだあります。今後も（公社）秋田被害者支援センター等の支援団体をはじめ、本日出席の皆様とより一層の情報共有や連携に努め、更に見直しを図りながら、各支援施策の拡充・強化に努めてまいります。来年度には、令和3年度から始まる第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の策定に取りかかることとなりますので、これまで以上の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の会議では、平成30年度の支援施策の実施状況等について御審議をいただくこととしております。委員の皆様から忌憚のない御意見を頂き、今後の各施策に反映させていきたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

3 議 事

(1) 第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画平成30年度実施状況について

第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画で定めた県の支援施策について、資料に基づき平成30年度の実施状況を説明。（略）

塩谷委員

第3次基本計画は5カ年計画であるが、各年度毎に実施した施策について、評価や振り返りは行っているか。

県民生活
課長

県の計画には様々な種類があり、目標値を立て、それに対する実績と効果まで実施するものもあるが、この基本計画は、個別施策に関する実績値をおさえた上で、当推進会議で御意見をいただき、次年度の施策に生かすこととしており、計画そのものに対する評価は行っていない。ただし、県の施策全般について、政策評価や事業評価を別途行っており、資料に記載されている個別の事業については、担当各課で評価を行い、その結果は総合政策課でとりまとめている。

塩谷委員

平成30年度と前年度との実績を比べての増減はわかるが、それが果たして目的を達するために十分なのかどうかを審議するには、委員としてはわかりづらい。計量的な実績を残されているが、数値が増えたから目標を達成したという簡単な話でもないと思う。事務局もしくは担当課から評価

や変更点等を示してもらわないと、委員としては判断が難しく、改善点等の議論ができないのではないかと感じた。

県民生活
課長

この種類の計画の場合、目標値を立て、それを達成することが果たしていいことなのかどうかの判断が難しい部分もあるが、他計画も参考にしながら勉強していきたいと思う。

齋藤（長）
委員

「犯罪等による被害を受けた児童生徒に対する支援の充実」について、平成30年度の不登校児童・生徒はどのくらいいるのか。

また、支援した児童生徒の数と、どのような支援を行っているのか、復帰した児童生徒はどのくらいいるのかを教えてください。

義務教育課

詳しい情報を持っていないため、確認してからお伝えしたい。

高校教育課

同じく詳しい情報を持っていないので、確認してからお伝えしたい。

齋藤（長）
委員

「あきた性暴力被害者サポートセンター」の広報について、コンビニエンスストアへの名刺大カードの設置等の取組により周知されてきていると感じている。相談件数も増えてきていると思うが、県内の高校等の教育機関に送付したリーフレットはどのように活用されているのか。

県民生活
課長

平成30年度は、各高校にリーフレットを配布し、養護教諭等を通じて周知を図った。今年度は、五城目高校で行われたデートDV講座の際に出向いて周知を行ったりしている。性暴力については非常にセンシティブな問題であるため、養護教諭が取り扱っていると聞いている。

寺田委員

自助グループに対する支援について、県警の臨床心理士を派遣したとあるが、医療現場でも急に病気になってしまった患者さんに対する心理的支援が、臨床心理士が足りずに対応しきれない現実がある。県警には、臨床心理士が何人いて、どのような活動をされているのか教えてください。

犯罪被害者
支援室

県警本部犯罪被害者支援室には臨床心理士が2名在籍しており、交通事故等の様々な事件が起こった際に、各警察署からの支援要望を受けてカウンセラーとして派遣し、被害者や御遺族の支援にあたっている。平成30年中は32事件、計50人に対して267回のカウンセリングを行った。今年度は10月末で28事件、180回のカウンセリングを実施している。

寺田委員	臨床心理士の数は足りていると感じているか。医療現場にはもっと必要だと感じている。
犯罪被害者支援室	県警の臨床心理士は、昨年まで3人在籍していたが、1人が今年3月に退職したため、現在は2人となっている。業務が非常に多忙であるが、カウンセリングの求めには、何とか100%対応している状況であり、臨床心理士の人数は十分ではないと感じている。今年度、臨床心理士を募集はしたが、残念ながら採用に至らず、来年度も現在の体制で何とか対応していきたい。
齋藤（和）委員	子供が被害に遭った時にどのように対応するのは非常に大事なことで、それには教育がとても重要になってくると思う。被害に遭った子供は、自分の心や体にどのような変化が起こるのかをよくわかっていないことがある。普段の授業等で教えていけば、万が一被害に遭い、心身に変化が起こった際に、自分の身に起こったことを理解して助けを求めるなどの対応ができるようになると思う。被害に遭ったら自分がどう行動すればいいのか、誰に相談すればいいのか、どういった相談機関があるのか、どのように助けを求めればいいのか、具体的な行動レベルでの学習が必要だと感じるが、それが命の大切さの教育の中に含まれているのか。また、他にもそういった教育に取り組まれている機関があったら教えてほしい。
義務教育課	「命の大切さ学習教室」では、中学生や高校生が、犯罪被害に遭われた方々から話をお聞きし、自分の感じた思いを作文にしている。その中で、被害に遭った際にどのような対応をしていけばいいのかという話までしているかは確認できていないが、どうしていけばよいかを考えたり、勉強したりできるよい機会になっていると思う。
高校教育課	県内9地域で開催される生徒指導研究推進協議会において、相談窓口の電話番号の周知を行った。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーに相談するように働きかけもしている。
地域・家庭福祉課	児童虐待を所管しているが、子供が虐待を受けた場合には、自ら助けを求めるための児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」と秋田県子ども家庭相談電話「4152（よいこに）」があり、電話すると最寄りの児童相談所につながる仕組みになっている。県内の小学校には、「4152（よいこに）」の電話番号を記載した名刺大カードを配布しており、何かあった時には、この番号に電話するよう呼びかけを行っている。

齋藤（和）
委員

自分の心や体にどのような変化が起きるのかについての知識を持っておくことが、子供にとって助けを求める一歩になると思う。多くの子供たちは、自分に変化が起きていても、それを虐待、いじめ、犯罪などと結び付けて考えることができない。犯罪に限らず、大変な経験をした時にどのような変化が起きるのかを知ることは大事なことなので、そういったカリキュラムを作っていただきたいと思う。命の大切さとなると道徳教育的になりがちだが、それだけではなく、それぞれが自分の立場で考えられるように教えることは非常に大事である。子供のうちに学んでいれば、大人になってもそれが役に立つので、万が一犯罪に巻き込まれた時にどのように対処するのか等の教育をすることが重要だと考える。

恵美委員

「あきた性暴力被害者サポートセンター（ほっとハートあきた）」の周知のため、コンビニエンスストアに名刺大カードを配布したのは、良い試みだと思う。相談のきっかけとしてメールを利用する場合もあると思うが、カードにアドレス等の記載はしているか。

県民生活
課長

今後配布するリーフレットにはQRコードを掲載し、読み込むとホームページにつながるようにする予定だが、現時点でSNSやメールでの相談を受け付けするところには至っていない。メール等については、県議会でも御意見をいただいているところであるが、メール等で受けた相談について文章でやりとりをするのは、継続的な対応がしづらい部分がある。また、相談員も技術を身につけないと対応が難しいこともあり、全国的にもメール等による相談に対応しているところは少ない。他県の状況や対応方法等を参考にしながら、今後も勉強していきたいと考えている。

恵美委員

メールでのやりとりが非常に難しいというのは、実際に相談を受けていて感じている。相談者には、最初はメールで相談を受け、もう少し詳しい話を聞きたいので電話をいただきたいといったような誘導をしているが、中には、受けたメールに対して返答をして、それで終わるケースもある。

リーフレットにQRコードを掲載するとのことだが、県のホームページにつながるだけか。

県民生活
課長

QRコードについては、現時点では県のホームページにつながるだけである。現在、時間外等にメールでいただいた相談について、翌日に返信した上で、改めて電話相談につなげるような対応ができないか検討しているところであるが、もう少し事例等を集めてから対応することとしたい。

(2) その他（令和元年度支援事業について）

令和元年度犯罪被害者等支援事業について、資料に基づき説明。（略）

4 その他

全体を通しての御意見や、その他御要望等をいただいた。

齋藤（長）
委員

黄色い風車の設置継続について、交通事故被害者御遺族の会から（公社）秋田被害者支援センターを通じて要望があったので、紹介させていただきたい。

「世界道路交通犠牲者の日」に関連して、県警本部から御遺族の会の会員あてに、交通死亡事故現場に設置している黄色い風車の取組を2020年までとするといった内容の手紙が届き、会員の皆様が非常にショックを受けている。風車の設置は、交通事故防止の注意喚起の他に、犠牲者の追悼という意味を持つものであり、御遺族の心の支えにもなっている現状をどうか理解してほしいといった内容であった。県警が設置を取りやめるには、それ相応の理由があつてのことだと理解するが、御遺族の気持ちも察していただきたいと思う。風車の設置が交通事故を誘発するおそれがあるのであれば、それに代わるものを再考していただくようお願いしたい。

石井委員

毎年、県警から風車をいただいている。他県で起こった事故であつたため、自分で現場に届けているが、その場所に行けば何かを教えてもらえる気がして、心のよりどころになっている。風車が交通事故を誘発するという心配もあるかもしれないが、車通りが多く風の強い場所でも、きちんと結んでおけば春まで飛ばされずにそのまま残っている。

夢の中で、まだ自分が行ったことのない場所で息子と会ったことがあるが、そこに行きたくて何度か足を運んでいる。息子が行った旅先などを訪ねて歩き、その景色から何を感じていたかと思いをめぐらせている。交通事故はあまりにも突然に命を奪うもので、最後の言葉を聞くこともできず、ずっと考える時間が続いている。事故は、自分にとっては何年経っても今この時であり、時間が経過したからといって忘れられるものではないということ、皆様にお伝えしたい。

内藤会長

弁護士として、相当多くの交通事故に携わってきた。悲惨な事故も数々担当してきたが、特に死亡事故の場合は、いまだに御遺族の顔が思い出され、胸が詰まるような思いで接してきた。風車は、交通事故防止運動の一

つのシンボルである。今後も継続していただきたいと思うので、よろしく
願います。

交通企画課

「世界道路交通犠牲者の日」に関しては、県警としても活動に賛同し、平成23年から県内の交通死亡事故現場に黄色い風車を設置し、運転者や地域住民等に対する注意喚起と交通事故抑止活動を進めてきた。しかし、活動を進める中で様々な問題点も出てきている。11月の第3週は非常に風が強い時期であり、風車が風で飛ばされることがある。その都度回収はしているが、対応が追い付かない場合もある。主に、各警察署交通課が道路管理者からの許可を受けて設置し、期間終了後にすみやかに回収しているが、万が一風に飛ばされて車にぶつかった場合には、交通事故を誘発する懸念がある。過去には、10か所設置したうちの半分以上が破損したこともあった。御遺族の気持ちも十分に踏まえつつ、代替策がないかも含めて現在検討中である。

内藤会長

各委員の意見を検討の上、今後の施策に反映していただきたい。

以 上

